

**県立障害者施設のあり方について
(身体障害者施設)
中間報告**

平成28年9月

香川県県立障害者施設の機能向上検討委員会

目 次

I はじめに

II 身体障害者福祉の現状と課題

1 検討施設の概要

- (1) 香川県障害者支援施設たまも園
- (2) かがわ総合リハビリテーションセンター

2 身体障害者福祉の現状

- (1) 施設入所希望者の増加
- (2) 知的障害(認知症を含む)のある方の入所希望の増加
- (3) 介護の量の増加・質の高度化
- (4) 日中活動系障害福祉サービスの要望の増加
- (5) 人材確保・育成

3 身体障害者福祉の課題

- (1) 利用者の高齢化や障害の重度化に対応した施設入所支援の充実
- (2) 地域での生活を目指す施設等利用者に対する地域移行支援の充実
- (3) 在宅の身体障害者に対する在宅生活定着支援の充実
- (4) 高度化・多様化する支援ニーズに対応できる人材の確保・育成

III 身体障害者施設のあり方

1 県立障害者施設の望ましい姿

2 県立障害者施設の担うべき機能及び役割

- (1) 利用者の高齢化や障害の重度化に対応した施設入所支援の充実
- (2) 地域での生活を目指す施設等利用者に対する地域移行支援の充実
- (3) 在宅の身体障害者に対する在宅生活定着支援の充実
- (4) 高度化・多様化する支援ニーズに対応できる人材の確保・育成

IV まとめ

V おわりに

I はじめに

障害者福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化してきており、平成25年4月に「障害者自立支援法」が「個人としての尊厳」を理念とする「障害者総合支援法」に改正され、平成27年度には法改正から3年後の見直しの検討が進められました。

また、平成25年6月に成立した、障害を理由とする差別の禁止などを規定した「障害者差別解消法」が、平成28年4月から施行され、障害者の権利擁護に向けた様々な動きが進んでいるところです。

県では、これまでも民間の各障害者支援施設や関係団体等とともに障害者福祉に関する取組を積極的に展開してきているところです。

また、平成26年度に策定した「第4期かがわ障害者プラン」において、指定管理者制度を導入している施設について、県立施設としての意義と役割を踏まえ、利用者のニーズの変化などに応じたより良いサービスを提供するための検討を進めることとしています。

しかしながら、施設等において入所者の高齢化・重度化など、障害者福祉を取り巻く環境は、多様化・複雑化してきています。

このような中、ニーズの変化や新たな課題に対応して、本県の障害者福祉のより一層の充実を図るため、民間の障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等における障害福祉サービスの量及び質の確保等に努めるとともに、県立施設としての役割や求められる機能について、常に検討し、これに対応していく必要があることから、本委員会を設置されました。

本委員会は、主として指定管理制度を導入している県立施設について、本県の障害者福祉のより一層の充実に貢献するための施設としての方向性等について検討しますが、身体障害者施設について、先行して検討し、この度、身体障害者施設の機能向上についての意見の集約ができたので、次のとおり中間報告を行うものです。

II 身体障害者福祉の現状と課題

1 検討施設の概要

(1) 香川県障害者支援施設たまも園

住 所： 高松市田村町 797 番地
設置年月日： 昭和 50 年（県下初の身体障害者療護施設）
運営形態： 昭和 50 年～ 社会福祉法人清水園が施設管理を受託
平成 18 年～ 県が指定管理制度導入
社会福祉法人清水園が第 1 期指定管理者として管理
平成 22 年～ 障害者自立支援法に基づき新体系に移行
平成 25 年～ 指定管理者更新
社会福祉法人清水園が第 2 期指定管理者として管理
事業内容(定員)： 生活介護(120 名)、施設入所支援(100 名)、短期入所(3 名+空床利用)、
日中一時支援
職員数： 92 名(H27. 4. 1) 正規 60 名、嘱託等その他 32 名
土地建物： 敷地面積 12,594.17 m²
建物面積 6,116.18 m²
管理・居住棟 3,215.55 m² (昭和 49 年 12 月取得)
居住棟・食堂 2,140.11 m² (平成 14 年 1 月取得)
洗濯棟・車庫等 760.52 m² (昭和 53 年 3 月取得他)

(2) かがわ総合リハビリテーションセンター

住 所： 高松市田村町 1114 番地
設置年月日： 昭和 61 年
運営形態： 昭和 61 年～ 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団が
施設管理を受託
平成 18 年～ 県が指定管理制度導入
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団が
第 1 期指定管理者として管理
平成 22 年～ 障害者自立支援法に基づき新体系に移行
平成 25 年～ 指定管理者更新
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団が
第 2 期指定管理者として管理
事業内容(定員)： 病院(69 床)、こども支援施設(25 名)、療養介護施設(20 名)、こども
発達支援施設(35 名)、機能訓練(44 名)、就労移行支援(24 名)、生活
訓練(12 名)、施設入所支援(40 名)、福祉センター
職員数： 345 名(H27. 4. 1) 正規 243 名、嘱託等その他 102 名
土地建物： 敷地面積 37,665.57 m² (別にグラウンド 6,174.07 m²)
建物面積 18,159.78 m²
リハビリテーション病院 6,344.95 m² (昭和 61 年 1 月取得)
こども支援施設・療養介護施設 3,840.92 m² (昭和 61 年 11 月取得)
こども発達支援センター 236.86 m² (昭和 61 年 11 月取得)
成人支援施設 2,567.89 m² (昭和 61 年 1 月取得)
福祉センター 4,929.76 m² (昭和 61 年 1 月取得)
障害福祉相談所 239.40 m² (昭和 61 年 11 月取得)

■成人支援施設

利用者の身体能力や生活能力、職業能力を向上させるため、機能訓練、生活訓練、就労移行支援および施設入所支援を行っている。

■療養介護施設

医療と常時介護を必要とする人に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を行っている。現在 20 床であるが、25 床増床し 45 床とするよう現在整備中である。29 年の利用開始を目指している。

■福祉センター

身体障害者福祉法第 31 条の規定に基づき県が指定管理制度を利用して設置している。体育指導員なども配置し、健康づくりやレクリエーション、文化教室などを行い、障害のある方の社会参加への支援や各種相談、関係支援機関の方々への研修や地域づくり、一般啓発に取り組んでいる。

■その他

上記のほか、病院、こども支援施設も併設しているほか、県からの委託を受けて、高次脳機能障害の各種相談、発達障害児者やその家族への発達支援、就労支援などを行っている。

2 身体障害者福祉の現状

(1) 施設入所希望者の増加

- ・ たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを必要とする障害者や脳血管障害を始めとする中途障害者は増えており、施設入所を希望する重度の身体障害者が増えている。その中には認知症や高次脳機能障害等を合併している方も多い。
- ・ 厚生労働省の「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」によると、12.2%が何らかの医療的ケアを受けており、そのうち経管栄養は 2.0%、たん吸引は 0.8%となっている。
- ・ たまも園の場合、創立 40 年で、創立当初からの利用者はすでに高齢化が進み、介護量は確実に増えてきており、同時に医療的ケアや認知症等に対する対応も求められている。
- ・ 未熟児医療の発達等により、生存できなかつた未熟児が生存できるようになった。一方で、脳性まひ等の障害を残すことが多く、たんの吸引や経管栄養などの医療行為を必要とする重症ケースが増えている。
- ・ 介護できる家族がいる間は在宅での生活が可能だが、介護者の高齢化や障害の重度化により、在宅での生活には限界がある。このため、入所のニーズは増えている。
- ・ しかしながら、施設入所による対応は限界にきており、利用者のニーズに対応できるようにするためには、単なる「県立施設」ではなく、「県立拠点施設」として位置付けできるよう、マンパワーの確保や人材育成が急務である。

(2) 知的障害(認知症を含む)のある方の入所希望の増加

- ・ 県内に知的障害者施設が設置されて 50 年を経過し、知的障害者施設の利用者も高齢化による身体機能の低下により身体障害を持つ重複障害者が増えている。
- ・ 知的障害と身体障害との重複障害については、その障害特性から一般的な高齢者施設での受け入れが困難なため、重複障害に対応できる障害者支援施設への入所のニーズが増えている。
- ・ たまも園においても知的障害施設の入所経験者が 3 名おり、今後増加が予想される。

- ・ 知的障害者施設は、施設利用者の運動機能に問題がないことを前提に作られており、身体障害者施設に比べるとバリアフリー化が進んでいないため、機械浴や特殊浴槽が整備された身体障害者施設への入所を希望される人は増えている。

(3) 介護の量の増加・質の高度化

- ・ 施設入所支援の利用者の高齢化・障害の重度化により、介護の量は増え、医療的ケアなど介護の質の高度化も求められるようになっている。

(4) 日中活動系障害福祉サービスの要望の増加

- ・ 施設から在宅へという国の施策により日中活動系障害福祉サービスが充実した結果、サービスを利用することに対する抵抗感は少なくなり、在宅での生活を希望する障害者は増えている。このため、在宅で安心して生活できるよう、短期入所や日中一時支援等を充実することが求められている。
- ・ たまも園においても通所利用契約者 24 名（定員 20 名）で開所日 1 日平均利用者は 16.3 名、短期入所利用者と日中一時支援利用者数は合計で、1 日平均 5.8 名（定員 3 名）である。特に、短期入所は緊急に必要とする方を優先させ、レスパイトのための利用等のニーズに十分対応できていない。

(5) 人材確保・育成

- ・ 介護の量の増加・質の高度化に伴い、人材の確保及び人材育成が求められている。
- ・ ケアプランにより利用者との契約で介護の内容を決定しているため、全職員が各利用者に応じた介護や看護を提供する必要があり、一定以上の支援能力が求められている。
- ・ 介護福祉士や看護師の採用については応募者が少なく、優秀な職員の確保に苦慮している。
- ・ たまも園では、人材育成のための職員研修について、外部講師としてリハビリテーションセンターの専門職員に講師を依頼するなど、隣接のメリットを活用している。

3 身体障害者福祉の課題

(1) 利用者の高齢化や障害の重度化に対応した施設入所支援の充実

- ・ 認知症や嚥下障害等への対応や医療的ケアなど質の高い支援のニーズに適切に対応する必要がある。
- ・ 看護師等の医療系人材の確保に努める必要がある。
- ・ 必要な医療が多様化しており、嘱託医だけでなく専門医との連携も重要になってきている。
- ・ 医療機関との連携が重要である。
- ・ 障害の重度化に対応する受け入れ体制の充実が必要である（受入枠の確保、高度な介護に必要な人員の確保やノウハウの蓄積など）。
- ・ 主な重複障害は、重度身体障害と重度知的障害であるため、身体障害に対しては介護全般を支援し、知的障害に対しては、見守りや介護が必要であるため、これらを両立させる必要がある。
- ・ 重度重複障害の支援の際には、職員のモチベーションの持続・向上を図る必要もある。

(2) 地域での生活を目指す施設等利用者に対する地域移行支援の充実

- ・ 限られた施設入所支援の定員をもって、入所支援を必要とする障害者のニーズにより適切に対応するためにも、住み慣れた地域での生活を目指す利用者に対しては、機能訓練や生活訓練といった地域移行実現のための支援の充実が必要である。
- ・ 障害者が地域で生活していくためには住いの場の確保、日中活動系障害福祉サービス事業所や相談支援事業所との連携などが必要である。
- ・ 地域との交流を活発にし、地域移行しやすい環境づくりが必要である。

(3) 在宅の身体障害者に対する在宅生活定着支援の充実

- ・ 在宅での生活が継続できるようホームヘルプ等の支援体制の整備が必要である。
- ・ 短期入所支援や日中活動支援の充実が必要である。

(4) 高度化・多様化する支援ニーズに対応できる人材の確保・育成

- ・ 介護福祉士、社会福祉士、看護師、理学療法士などの専門職員の確保と職場定着に努める必要がある。
- ・ 県内施設の職員のスキルアップを図るための人事管理や研修等自己啓発機会の提供など、人材育成のためのキャリア開発に取り組む必要がある。
- ・ 障害に理解のある専門医師と連携できる体制を構築する必要がある。

Ⅲ 身体障害者施設のあり方

1 県立障害者施設の望ましい姿

- ① 香川県における障害者支援の中核施設としての機能
 - ・民間施設では対応が難しい重度の障害者を積極的に受け入れる。
 - ・福祉人材の育成や障害者支援に関する情報発信を行うとともに、県内の民間施設等からの相談に対応する。
- ② 先駆的な取組みや民間施設が行いにくい事業の実施
 - ・利用者の高齢化や障害の重度化に対応したケア方法等についてのノウハウを蓄積し、支援プログラムを作成して、民間施設等への普及を図る。
 - ・介護者の身体的負担を軽減するための機器を積極的に取り入れるなど、民間施設に先駆けて先進技術の導入に取り組む。
- ③ 地域における公益的な取組の推進
 - ・社会福祉法人改革も踏まえ、子どもたちに福祉教育の場を提供するなど、地域における公益的な取組みを積極的に行う。
 - ・所在する地域において、施設と地域社会が共生することを目指し、地域住民の理解を促進するため、ユニバーサルスポーツによる交流などの取組みを行う。

2 県立障害者施設の担うべき機能及び役割

(1) 利用者の高齢化や障害の重度化に対応した施設入所支援の充実

- ① 障害支援区分が高い重度身体障害者への支援
 - ・高齢の障害者へのケア方法等についてのノウハウを蓄積し、支援プログラムを作成するなどして、高齢障害者対応の取組みを進める。
 - ・きめ細かなサービスを必要とする対応困難な重度の身体障害者を積極的に受け入れる。
- ② 医療的ケアの必要度の高い身体障害者を専門的に受け入れる施設の確保など、医療機関との連携による医療的ケアの必要度の高い身体障害者の支援
 - ・たまも園がリハビリテーションセンターと連携し、その医療機能を活用することなどにより、医療的ケアの必要度の高い重度身体障害者の受入を積極的に進める。
- ③ 重度重複障害者（知的障害、精神障害、高次脳機能障害、認知症等の合併障害）への支援
 - ・認知症や高次脳機能障害などを併せ持っている重度重複障害者への支援については、施設での支援に加え、リハビリテーションセンターの機能や実績を生かしながら、関係機関とも連携を密にし、重点的に取り組む。
- ④ 隣接施設の機能を活用した総合的支援
 - ・たまも園とリハビリテーションセンターを一体的に運営することにより、たまも園

の医療的ケアへの対応力を高め、医療的ケアを必要とする利用者を受入れる態勢・環境を整える。

(2) 地域での生活を目指す施設等利用者に対する地域移行支援の充実

- ① 在宅身体障害者（特に、重度障害者）の支援機能と地域移行支援機能の充実
 - ・在宅身体障害者や入所利用者がたまも園の障害福祉サービスを利用するだけでなく、リハビリテーションセンターの機能訓練サービスの利用のほか、他の社会資源を活用することを支援するなど、利用者に対する機能訓練と地域移行の好循環を創出し、地域移行支援等に向けた取組みの充実強化を図る。
 - ・利用者が地域移行を行うためのグループホームの創設や、他の社会資源の活用について関係機関や施設と連携しながら、検討や調整を行い、利用者の地域移行を推進する。
- ② 通所による生活介護の充実
 - ・地域での生活を目指す利用者のために、利用者のニーズや希望に配慮したきめ細かな障害福祉サービスの実施を図るなど、通所利用による生活介護を充実させる。

(3) 在宅の身体障害者に対する在宅生活定着支援の充実

- ① 短期入所の枠の拡大等
 - ・在宅の身体障害者が利用できる短期入所枠について、地域のニーズ等を踏まえ、拡大する。
 - ・訪問介護事業の必要性とニーズの検討を行い、地域における重度身体障害者の支援の充実を図る。
- ② 相談支援を活用した在宅生活定着支援の実施
 - ・在宅の身体障害者に対する相談支援体制の充実強化を図る。

(4) 高度化・多様化する支援ニーズに対応できる人材の確保・育成

- ① 介護福祉士、社会福祉士養成の実習施設等としての機能の充実
 - ・介護福祉士、社会福祉士の養成機関等との連携を図り、人材養成・実習施設としての施設機能を強化するとともに、利用者への支援に関する技術的な問題に対するサポート等について研究実践活動を行うなど、人材養成施設としての機能の充実を図り人材の確保と育成に努める。
- ② 民間施設も含めた現任職員研修機関としての施設機能の付加
 - ・全県域を対象とした民間施設の職員のための研修会の開催、民間施設からの研修生を受け入れや情報発信などを実施することにより、職員としての専門知識や倫理感を高めるなど、県下の重度身体障害者施設の職員研修の中核施設としての機能の充実を図る。
 - ・新たな介護食の提供による嚥下障害への対応方法の改善を図るなど、専門的な知見や実践を踏まえた、有効な支援技術について、県内施設に対して普及を図る。

IV まとめ

県立障害者施設は、医療的ケアなど質の高い支援のニーズに応えることにより、利用者の高齢化や障害の重度化に対応した施設入所支援の充実を図る必要がある。一方、地域での生活を目指す利用者に対しては、機能訓練及び生活訓練の充実や日中活動の場の確保などの地域の環境づくりが重要である。また、関係機関との緊密な連携や高度化・多様化する支援ニーズに対応できる人材の確保・育成も不可欠であり、県立障害者施設の役割や機能を向上させることで、様々な課題の解消に努めながら、利用者の居住の場の選択を広げる取り組みが求められる。

たまも園及びかがわ総合リハビリテーションセンターの両施設は、長きにわたり指定管理者が身体障害者福祉の充実に寄与してきたが、昨今の身体障害者福祉を取り巻く現状や利用者のニーズを踏まえると、現状の身体障害者施設としての機能に新たな機能を加えて支援を行う体制づくりが急務である。

このため、両施設が隣接するという立地の特色を生かしながら、利用者の高齢化や障害の重度化への対応、地域生活移行支援、人材の確保・育成、一体的な運営等により、県立障害者施設として担うべき機能及び役割を果たし、身体障害者を取り巻く状況の変化に対応していく必要がある。

なお、具体的に検討するに当たっては、利用者のニーズに応えることを最優先に考え、利用者本位の施設運営を実現することに留意する必要がある。

V おわりに

この「中間報告」は、これまでの検討を踏まえ、県立身体障害者施設の機能の向上や施設の充実等のあり方について、提示したものです。

本委員会においては、引き続き知的障害者施設の課題や担うべき役割について検討を行うこととしていますが、県においては、今回の中間報告を踏まえ、早急に障害者福祉の充実を図るために必要な措置を講じることを期待します。